主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意について。

所論は、事実誤認の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由に当らない。 弁護人細田貞夫の上告趣意について。

所論第三点中判例違反をいう点は、引用の判例は事案を異にし本件に適切でないから、前提を欠き、同第四点中憲法三八条二項違反をいう点は、本件事案に徴し、被告人の抑留拘禁が不当に長いものとは認められず、被告人の自白に任意性を疑うべき証跡は認められないから、前提を欠き、いずれも適法な上告理由とならない。その余の論旨は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由に当らない。

また、記録を調べても、同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四二年二月一七日

最高裁判所第三小法廷

 裁判長裁判官
 下
 村
 三
 郎

 裁判官
 由
 中
 二
 郎